長野県からのお知らせ

- 1. 建設業許可に係る改正点について(技術者資格要件)
- 2. 建設キャリアアップシステムについて
- 3. インボイス制度への対応等について
- 4. 電子申請(建設業許可、経営事項審査)について

長野県 建設部 建設政策課 建設業担当

1. 建設業許可に

係る改正点に

ついて

実務経験による技術者資格要件の見直し(一般建設業許可の営業所専任技術者等の要件緩和)

- 〇一般建設業の許可を受けるには、営業所毎に専任の技術者の配置が求められています。
- 〇今般、技術検定合格者を指定学科卒業者と同等(1級1次合格者を大学指定学科卒業者と同等、2級1次合格者を 高校指定学科卒業者と同等)とみなし、第一次検定合格後に一定期間(指定学科卒と同等)の実務経験を 有する者が当該専任技術者として認められることとなりました。(指定建設業と電気通信工事業は除く)
- 〇また、特定建設業許可の営業所専任技術者要件[※]、建設工事において配置する主任技術者・監理技術者[※] も同様の扱いとなります。 ※指定建設業は除く

(改正前)

学 歴	実務経験
大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
高等学校(指定学科)	卒業後 5年
上 記 以 外	10年



	学 歴 等	実務経験
学 歴	大学、短大等(指定学科)	卒業後 3年
	高等学校(指定学科)	卒業後 5年
技士補技士	1級1次検定合格(対応種目)	合格後 3年*
	2級1次検定合格(対応種目)	合格後 5年*
上	記 以 外	10年

*指定建設業と電気通信工事業を除く

○技術検定種目と対応する指定学科

技術検定種目	同等とみなす指定学科
土木施工管理、造園施工管理	土木工学
建築施工管理	建築学
電気工事施工管理	電気工学
管工事施工管理	機械工学

〈機械器具設置工事業における例(改正前後の比較)※〉 (改正前)

建築学、機械工学、電気工学に関する学科(指定学科)の 卒業者以外は10年の実務経験が必要

(改正後)

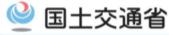
指定学科の卒業者以外であっても、

建築・電気工事・管工事施工管理技術検定(第一次検定) の合格により、合格後3年(1級)又は5年(2級)に短縮可能

※一般建設業許可の専任技術者または主任技術者の場合

2. 建設キャリア アップシステム について

建設キャリアアップシステムの概要



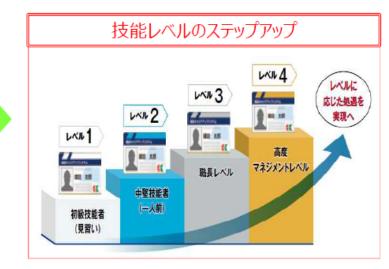
- ○「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、<u>技能・経験が客観的に評価され、技能者の適切な処遇につなげる</u>仕組み
 - 〇 これにより、①若い世代が<u>キャリアパスの見通し</u>をもてる、②<u>技能・経験に応じて処遇を改善する</u>、③<u>技能</u> <u>者を雇用し育成する企業が伸びていける</u>建設業を目指す
 - システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、<u>業界団体と国が連携して官民一体で普及</u>を推進

<建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営: (一財)建設業振興基金







- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり(働き方改革)
- ◎ 技能者の雇用、育成に取り組む企業の成長(生産性向上)
 - <u>→ 建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要</u>

3. 建設キャリアアップシステムについて

建設キャリアアップシステム(CCUS)のメリット

技能者の 処遇改善 ICカードや顔認証等で現場への 入場履歴(就業履歴)をデータ化

技能者の能力・経験の評価を適切に 行うことができる

キャリアパスの明確化

技能者の技能と経験を4段階のレベルで評価

→ 建設業界の共通の仕組みとして、 技能者のレベルアップを見通すことが可能

施工能力の見える化

技能者を育てる事業者として 施工能力・企業姿勢をアピール





- ・レベルアップが処遇改善につながる (賃金等)
- キャリアアップのための目標が明確に なり、モチベーションアップ
- ・実力の証明
- ・建退共電子申請との連携により、適切な退職金支払いに寄与
- ・健康被害・事故・賃金不払等の際の 身を守るための就業証明





- ・施工能力評価が上がり、仕事が増大
- ・現場管理事務の省力化
- ・若年層へのアピール
- ・公共工事入札における評価の向上

※システムへの登録や利用には料金がかかります

【参考】建設キャリアアップシステム ホームページ:https://www.ccus.jp/

4. インボイス制度 への対応等に ついて

事業者のみなさま



インボイス制度*

※消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度です



インボイス制度に向けてのご準備を

オンライン説明会や 税務署での説明会・ 登録要否相談会をご 案内しております。



担

税負担・事務負担の 軽減措置があります。

令和5年度税制改正関係



補助金などの 支

IT導入補助金·小規 模事業者持続化補助 金などの支援策があ ります。



登録するかお悩みの方



インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録 ● 申請が必要です。

登録すると課税事業者となり消費税の申告が必要です。

登録は任意ですので、ご自身の事業実態に合わせて、登録をご 検討ください。

- 売上先が一般消費者や免税事業者等である場合には、インボイ スの交付を求められることはありません。
- ご検討に当たっては、下記特設サイト内に掲載されている基本項 目チェックシートや説明会動画等をご活用ください。
- 登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることがで きるe-Taxをご利用ください。

インボイス発行事業者の登録がお済みの方



- 取引先と、登録を受けた旨やインボイスの交付方法等を共有し、 制度開始に向けて、準備を行いましょう。
- インボイスは、請求書、領収書など名称は問いません。 また、電子データでの提供や、手書きでの交付も可能です。
- インボイスの写しの保存は、コピーに限られません。電子データ や一覧表形式、ジャーナル、複写式の控えなども認められます。
- 仕入先がインボイス発行事業者の登録を受けるかどうか事前に確 認し、必要に応じて仕入先とも相談しましょう。



インボイス制度について詳しく知りたい方

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要や O&A、申請手続に関する情報を掲載しています。



インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先



インボイス **0120 - 205 - 553** (無料)

9:00~17:00 (土日祝除く)

個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、 経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご活用ください。



国税庁(法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

国税庁(法人番号 7000012050002)

(令和5年4月)

4. インボイス制度 への対応等に ついて

<u>簡易課税制度を適用していない課税事業者</u>(インボイス制度開始を契機に課税転換した事業者を含む)が消費税の仕入れ税額控除を行うためには、<u>自身と仕入れ先の双方</u>が、インボイス発行事業者の登録を受け、インボイスを発行する必要がある



<u>インボイス発行業者の登録を受けていない免税事業者等からの仕入れ</u>については原則、仕入税額控除ができない

- ※ただし、取引への影響に配慮して、<u>制度実施後3年間は消費税相当額の8割、その後</u> 3年間は5割を仕入税額控除が可能
- ※簡易課税制度を適用している場合、自身はインボイスを保存しなくても仕入税額控 除ができるが、簡易課税制度を適用していない課税事業者からは、インボイスの発 行を求められる可能性がある

⚠ 取引条件を見直す場合の留意点 ⚠

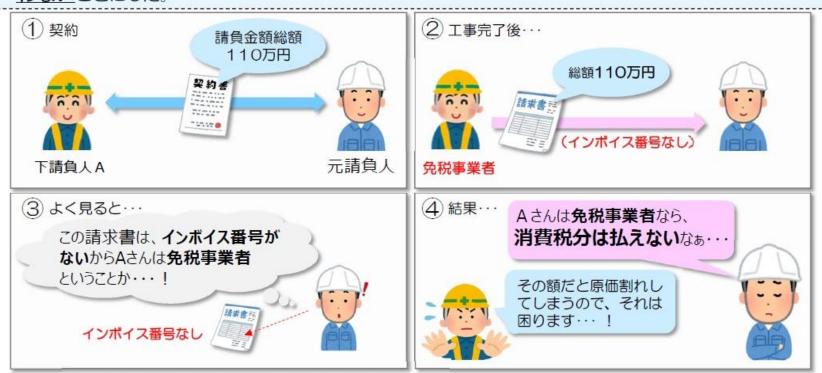
取引条件は、基本的に取引当事者間の自主的な判断に委ねられるが 取引条件の提示や交渉等が自己の取引上の地位を利用した一方的なものである場合 などには、

<u>建設業法や下請法、独占禁止法上違反となる恐れあり</u>

4. インボイス制度 への対応等に ついて

インボイス制度後の免税事業者との建設工事の請負契約に係る 建設業法上の考え方の一事例

- 「請負金額総額110万円」で建設工事の請負契約を行った。
- 工事完了後、<u>インボイス発行事業者でなかったことが、請求段階で判明した</u>ため、下請負人が 提出してきた請求書に記載された金額にかかわらず、<u>一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払</u> **わない**ことにした。





▶それ、建設業法違反です!

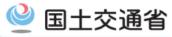
元請負人(下請契約の注文者)が、自己の取引上の地位を不当に利用して、免税事業者である下請負人に対して、一方的に消費税相当額の一部又は全部を支払わない(減額する)行為により、請負金額がその工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の「不当に低い請負代金の禁止」の規定に違反する行為として問題となります。

4. インボイス制度

への対応等に

ついて

建設業法令遵守ガイドラインの概要【インボイス関連抜粋】



策定の趣旨

元請負人と下請負人との関係に関して、<u>どのような行為が建設業法に違反するかを具体的に示す</u>ことにより、<u>法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る</u>ことを目的として策定(H19.6策定、R3.7最終改訂)

<建設業法令遵守ガイドライン国土交通省HP:https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html>

■:建設業法に違反する行為事例、▲:建設業法に違反するおそれのある行為事例、●:建設業法上望ましくない行為事例 (インボイス制度実施後の免税事業者との取引の観点から特に留意する必要のある行為事例の抜粋)

①見積条件の提示等 (法第20条第3項、第20 条の2)

▲不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件により下請負人に見 積りを行わせた場合

③不当に低い請負代金(法第19条の3)

▲元請負人が、自らの予算額のみを基準として、下請負人との協議 を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請 契約を締結した場合

⑤不当な使用資材等の購入強制(法第19条の

4)

▲下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に 使用する資材等を指定した結果、予定していた購入価格より高い 価格で購入することとなった場合

②当初契約·変更契約(法第19条第1項等)

- ■着工前に書面による契約を行わなかった場合
- ■追加工事又は変更工事が発生したが、書面による変更契約を行わなかった場合

④指値発注(法第19条の3等)

▲元請負人が、下請負人から提出された見積書に記載されている法 定福利費等の内容を検討することなく、一方的に差し引きするな ど、一定の割合を差し引いて下請契約を締結した場合

⑥赤伝処理(法第19条の3等)

▲元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合

⑦不利益取扱いの禁止(法第24条の5)

▲下請負人が、元請負人からの支払に際し、正当な理由なく長期支払保留を受けたことを監督行政庁に通報したため、取引を停止した場合

インボイス制度 への対応等に ついて



インポイス制度とは?

各種窓口

電話窓口



免税事業者の皆様へ

中小企業・小規模事業者 インボイス相談受付窓口

インボイス制度の導入に関するご不安やお困りごとを解決するため、 免税事業者の皆様からの相談内容に合わせて、 各種相談先や税理士のオンライン相談※をご案内いたします。

※税理士へのオンライン相談の相談料は無料です



"インボイス制度"が始まりました

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されました。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。

※国税庁インボイス制度特集サイトより

インポイス制度詳細はこちら

(国税庁 インボイス制度特集サイトが開きます)

URL: https://chusho-invoice.jp/

5. 電子申請(建設業許可、経営事項審査)について

電子申請のメリット

申請受付中!

電子申請のメリット



>> 会社・自宅からインターネットで申請

会社や自宅のパソコンから、インターネットで申請・届出書類を作成し、 申請・届出ができますので、行政庁への<u>訪庁や郵送での申請・届出が</u> 不要になります。

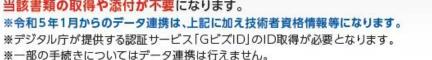


※従前通り、紙媒体による申請も受け付けます。 ※変更届も対象です



>> データ連携により書類の取得・添付が不要

法務省(登記事項証明書)、国税庁(納税情報)等とのデータ連携により、 当該書類の取得や添付が不要になります。







▶▶ 外部データの取込、前回申請データの再利用

外部のアプリケーション等で作成したデータの取込や前回申請した データを利用した申請書類の作成ができますので、入力の手間が 省けます。





>> エラーチェック、自動計算

システムによるエラーチェックや自動計算を行いますので、申請書類の作成に係る手間が省け、 作成誤りがなくなります。

※従来どおり、紙媒体による郵送申請も可

5. 電子申請(建設業許可、経営事項審査)について

電子申請システムでの申請が可能な手続き

電子化の対象となる手続き(書面による申請も可)	書面による申請のみの手続き
◆建設業許可関係 ○建設業許可関係許可申請 (新規許可,許可換え,般特許可,業種追加,更新) ○変更等の届出 (事業者の基本情報,経営業務管理責任者,営業所の専任技術者,営業所の代表者等) ○廃業等の届出 ○決算報告(決算変更届)	○譲渡及び譲受け認可申請○合併認可申請○分割認可申請○相続認可申請○届出書(国土交通省へ認可申請に係る届出)○建設業許可証明書の発行
◆経営事項審査関係 ○経営事項審査関係経営事項審査申請 (経営規模等評価、総合評定値)	○ 内容証明書の発行○ 再審査申請(経営規模等評価、総合評定値)

↓システム説明動画・操作マニュアル等はこちらから↓

- ○長野県ホームページ https://www.pref.nagano.lg.jp/kensetsu/infra/kensetsu/kyoka/jcip.html
- ○国土交通省ホームページ

https://www1.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019. html

ご視聴ありがとうございました

※本講習会のアンケートへの御協力をお願いします

<問合せ先>

長野県建設部建設政策課建設業担当(県庁7階)

☎ 026-235-7314 **□** 026-235-7420

⋈ kensetsugyo@pref.nagano.lg.jp